

○処分に対して不服がある場合の流れ

実施機関が行った決定処分に不服がある場合は、当該実施機関に対して審査請求をすることができます。
※審査請求書の書き方等は、総務部行政課文書法規係へお問い合わせください。

実施機関は、審査請求があった場合は、安中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に審査請求の内容を遅滞なく諮問します。

審査会は、実施機関から諮問のあった内容を速やかに審査し、答申として、審査結果を実施機関及び審査請求をされた方に通知します。

実施機関は、審査会から通知された答申を十分に尊重して、審査請求に対する裁決をし、裁決書を、審査請求をされた方に通知します。

実施機関が審査会から通知された答申に基づいて開示を決定した場合は、閲覧・写しの交付・視聴について対応いたします。